

一筆地調査

一筆地調査とは？

一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量を行い、地籍図と地籍簿を作成します。

『筆』とは？

1つの土地を表す単位です。
一筆(いっぴつ・ひとふで)と読みます。

① 土地所有者への 事業説明

地籍調査区域内の土地を所有している皆さまに、調査実施の通知と、調査についての説明資料を送付します。

② 現地の事前調査

立会調査の前に、現地の境界杭や塀などの位置を調査・測量し現地立会の基礎資料を作成します。この事前調査は、現地状況や既存資料をあらかじめ調査し、立会を円滑に進めるためのものです。

③ 立会調査 (境界・現地確認)

境界をはさんだ土地所有者の方々と土地の境界位置の確認を行い、所定の用紙に署名をいただきます。また、土地所有者、地番、地目、面積なども合わせて調査します。

(現地立会調査の様子)



④ 測量の実施

確認した境界位置を、座標値(世界測地系データ)と結びつけた正確な測量を行います。

⑤ 成果の作成

測量の結果をもとに、地籍図案・地籍簿案を作成します。

⑥

閲覧の実施

地籍図案・地籍簿案を、20日間閲覧します。
調査に誤りがあれば、この期間内に申し出ることができます。

⑦

成果の認証・承認

調査の成果を神奈川県に送付し、誤りがないか審査を受けます。
成果に誤りがなければ、県の認証と国の承認を得ることができます。

⑧

成果の送付

成果を法務局に送付します。法務局では公図や登記簿などを更新し全国的に統一された正確な資料として整備され、成果が一般に利用できるようになります。